［項を削る。］	
［略］	［略］

別表第三

名称	所在地
［略］	［略］
KEY国際ビジネス専門学校	和歌山県
和歌山第2日本語学校	和歌山県
［略］	［略］

備考　表中の「　」は注記である。

尚学院国際ビジネスアカデミー	沖縄県
［同上］	［同上］

別表第三

名称	所在地
［同上］	［同上］
KEY国際ビジネス専門学校	和歌山県
［項を加える。］	
［同上］	［同上］

○厚生労働省告示第九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項の規定に基づき、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成二十四年厚生労働省告示第二十一号）の全部を次のように改正する。

平成三十年一月十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus。以下「ＨＩＶ」という。）の感染が後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）の原因であり、正しい知識とそれに基づく個人個人の注意深い行動により、多くの場合、ＨＩＶの感染を予防することは可能である。ＨＩＶは血液又は体液に存在する。ＨＩＶの主要な感染経路は性行為による感染であり、性行為を行う全ての人に感染する危険性がある。また、その他の感染経路として、ＨＩＶに汚染された血液を介した感染、母子感染等がある。

近年の抗ＨＩＶ療法の進歩により、ＨＩＶに感染している者であってエイズを発症していない状態のもの（以下「感染者」という。）及びエイズ患者（以下「患者」という。）の予後は改善された。さらに、抗ＨＩＶ療法は他人へＨＩＶを感染させる危険性を減らすこと（Treatment as Prevention:TasP）が示されている。

ＨＩＶ感染症（ＨＩＶに感染している状態であってエイズを発症していないものをいう。以下同じ。）は慢性感染症であるが、近年の抗ＨＩＶ療法の進歩により、感染者の予後が改善された結果、早期治療を開始した感染者は健常者と同等の生活を送ることができることとなった。一方で、感染者及び患者（以下「感染者等」という。）の高齢化に伴う合併症発症の危険性の増大及び療養の長期化に伴う費用負担の増加という新たな対応すべき課題が発生しているため、長期療養の環境整備等が必要となっている。

日本におけるＨＩＶ感染症・エイズの発生動向については、国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）が感染者等に関する情報を収集及び分析し、国民や医師等の医療関係者に対して情報を公表している調査（以下「エイズ発生動向調査」という。）によれば、エイズを発症した状態でＨＩＶの感染が判明した者が、新規に感染が判明した感染者等の約三割を占めており、ＨＩＶの感染の早期発見に向けた更なる施策が必要である。

ＨＩＶの主要な感染経路は性行為であることから、性に関する適切な意思決定及び行動選択に係る能力が形成過程にある青少年に対しては、心身の健康を育むための教育等の中で、性に関する重要な事柄の一つとして、ＨＩＶに関する知識の普及啓発を行うことが特に重要である。

ＨＩＶは、男性間で性的接触を行う者（Men who have sex with men。以下「ＭＳＭ」という。）、性風俗産業の従事者及び薬物乱用・依存者における感染が拡大する危険性が高いという特徴がある。我が国では、これらの人々を個別施策層（施策の実施において特別な配慮を必要とする人々をいう。以下同じ。）と位置付けている。現時点では、ＭＳＭが感染者等の過半数を占めており、特に重点的な配慮が必要である。具体的な個別施策層については、状況の変化に応じて適切な見直しがなされるべきである。

ＨＩＶ感染症・エイズについては、原因不明で有効な治療法が無く死に至る病であった時代の認識にとどまっている場合があり、また、個別施策層に属する人々が少数であることから、正確な知識の普及が阻害されている。その結果、感染者等の医療及び福祉を受ける権利が必ずしも尊重されていない。

したがって、社会に対してＨＩＶ感染症・エイズに関する正確な知識を普及し、国民一人ひとりが感染者等に対する偏見及び差別を解消するとともに、国民が自らの健康の問題として感染予防を適切に行うことが重要である。

本指針は、このような認識の下に、ＨＩＶ感染症・エイズに応じた予防の総合的な推進を図るため、国、地方公共団体、医療関係者及び患者団体を含む非営利組織又は非政府組織（以下「ＮＧＯ等」という。）が連携して取り組んでいくべき課題について、正しい知識の普及啓発及び教育並びに保健所等における検査・相談体制の充実等による発生の予防及びまん延の防止、感染者等に対する人権を尊重した良質かつ適切な医療の提供等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とする。

なお、本指針については、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一　原因の究明

一　基本的考え方

国及び都道府県等は、感染者等の人権及び個人の情報保護に十分に配慮した上で、国立感染症研究所、研究班（厚生労働科学研究費補助金等に関係する研究班をいう。以下同じ。）及びＮＧＯ等と協力し、感染者等に関する情報の収集に努め、感染の予防及び良質かつ適切な医療の提供を行うための施策を立案及び実行することが重要である。

二　エイズ発生動向調査の強化

国及び都道府県等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に基づくエイズ発生動向調査の分析を引き続き強化するとともに、死亡原因を含む病状に変化を生じた事項に関する報告である任意報告についても、関係者に必要性を周知徹底し、その情報の分析を引き続き強化すべきである。なお、エイズ発生動向調査の分析に当たっては、地域差を考慮するとともに、感染者等に関する疫学調査・研究等の関連情報を収集することにより、エイズ発生動向調査を補完することが必要である。